

はじめに。 < 陸山会名義定期預金版 >

陸山会の秘書宿泊施設購入に関わる政治資金収支報告書の記載について今ひとつわかりにくい話でしたので、自分なりに整理してみました。

そして、整理してみて、陸山会が何をしたかったのかを架空の話にしてみました。

この話には小沢一郎という人間が、政治家個人として「小澤一郎」、陸山会」の代表として「おざわ いちろう」と二つの人格になって登場します。

架空の話ですから、実際の記録に記載されている数値や、処理とは違います。

また、金の流れを整理するのに二つの現金出納帳を用意しました。作者が経理に疎いため、この帳簿ぐらいしか記帳に自信がないためです。

登場人物：  
陸山会・おざわ いちろう(代表)  
政治家・小澤一郎

資金：  
最初、陸山会には5億円、小澤一郎氏は6億円があったとします。

不動産(土地)取引価格：  
3.4億円とします。

---

< 場面 1 >

会話1 おざわ いちろう 秘書の寮を作る費用を貸してください。

小澤一郎 ないの。

おざわ いちろう 使ってしまうと活動費が不足してしまうので。

小澤一郎 貸した金の保全したいから、定期にして銀行から融資うけて。

おざわ いちろう わかりました。

処理 1

(小澤一郎)

日付	摘要	入金	出金	残高
	繰越金			600,000,000
	貸付金(陸山会)		400,000,000	200,000,000

(陸山会・おざわ いちろう)

日付	摘要	入金	出金	残高
	繰越金			500,000,000
	借入金(小澤一郎)	400,000,000		900,000,000
	定期預金		400,000,000	500,000,000
	借入金(銀行)	400,000,000		900,000,000 <注 1>

説明 1 これでは、陸山会には5億円を残して4億円の買い物ができます。この仕訳では収入(入金)は「小澤一郎」から4億円、銀行から4億円の借入金、支出(出金)は定期預金4億円です。

ところが、銀行が「おざわ いちろう」では融資できないといってきます。

<注 1> は銀行融資を受けられることを前提にした仕訳で、実際には処理 2でわかるように、これは行われません。

<場面2>

会話2 おざわ 銀行が「小澤一郎」でなければ融資できないといっています。

小澤 しょうがないね。

処理2

(小澤一郎)

日付	摘要	入金	出金	残高	
	繰越金			600,000,000	
	貸付金(陸山会)		400,000,000	200,000,000	(A)陸山会定期預金の原資
	借入金(銀行)	400,000,000		600,000,000	(C)陸山会の定期を担保に <注1>
	貸付金(陸山会)		400,000,000	200,000,000	(D)陸山会不動産購入の原資

(陸山会・おざわ いちろう)

日付	摘要	入金	出金	残高	
	繰越金			500,000,000	
	借入金(小澤一郎)	400,000,000		900,000,000	(A)定期預金の原資
	定期預金		400,000,000	500,000,000	(B)「小澤一郎」への融資の担保
	不動産購入		340,000,000	160,000,000	<注2>
	借入金(小澤一郎)	400,000,000		560,000,000	(D)陸山会不動産購入の原資

- 説明2 (A) 陸山会は「小澤一郎」から4億円借入します。(定期預金の原資)  
(B) 陸山会は「小澤一郎」からの借入金で定期預金をつくります。  
(C) 「小澤一郎」は陸山会の定期預金を担保に4億円借入れします。  
(D) 陸山会は「小澤一郎」から4億円借入します。(不動産購入の原資)

<注1> 陸山会・おざわ いちろう」と「小澤一郎」が同一人ということで、  
陸山会」の定期預金を担保に「小澤一郎」が銀行融資を受けます。

<注2> 陸山会は5億円を所持していたので、融資が下りる前に不動産の  
支払ができます。

この仕訳では収入(入金)に「小澤一郎」から2回4億円の借入金があり、  
支出(出金)に定期預金4億円があります。

推理 「定期預金4億円」を誤って、支出として計上しないと、収入が4億円過剰になり  
帳尻が合わなくなります。「小澤一郎」からの借入を1回とする(4億円しか借り  
ていないと間違える)と帳尻が合います。これを虚偽とされたのではないですか。

<場面3>

会話3

おざわ おかげさまで無事土地の購入ができました。

小澤 でも、この土地「陸山会」で登記できないでしょ。

おざわ はい。ですから「陸山会」の代表「おざわ いちろう」  
が「小澤一郎」と同一人であるということで、登記上  
「小澤一郎」の名義となります。

小澤 それだと、「陸山会」の不動産購入は虚偽記載にならない。

おざわ ですから、この不動産の購入は「陸山会」が行ったもので  
あることと、「小澤一郎」が不動産に対する権利放棄をしている  
ことの確認書を「陸山会・おざわ いちろう」との間で交わすこと  
にしたいのです。

小澤 わかった。

\* 以下の確認書の小沢一郎は「おざわ いちろう」と読み替えてください。

## 確認書

陸山会（以下甲という）と小沢一郎（以下乙とする）は、甲が売買契約を行う下記の不動産につき、次の通り確認する。

所在地 世田谷区深沢8丁目28番地  
地積 476㎡

平成十七年一月七日現在、乙は政治団体甲の代表者である。本件不動産は甲が政治活動に使用するため、先主 [REDACTED] より購入するものである。ところが、甲は法律上は人格なき団体であるため、甲の名義で不動産を登記することができない。そこで便宜上、乙を甲の代表者として明記したうえで、売主との間で不動産売買契約を締結し、また、乙の名義で所有権移転登記申請を行うものとする（登記済み権利証は甲または甲の指定するものが保管する）。しかし、あくまで本物件は甲が甲の資金をもって購入するものであり、乙個人は本件不動産につき、何の権利も有さず、これを甲の指示なく処分し、または担保権の設定をすることはできない。売買代金その他購入に要する費用、並びに、本件不動産の維持に関する費用は甲がこれを負担する。

平成17年1月7日

(甲) 陸山会

(住所) [REDACTED]

代表者

小沢一郎



(乙) 小沢一郎

(住所) [REDACTED]

小沢一郎